

【様式6】

愛媛県中小企業団体中央会 殿

賃上げ計画の宣誓書

生産性向上設備等投資支援事業費補助金（2次）の申請に際し、次の1および2について誓約いたします。

- 1 令和8年4月～令和9年3月の賃上げ計画期間において、別紙賃上げ計画のとおり給与支給総額を年率4.5%以上増加させること。
- 2 補助事業終了後に実施する賃上げ達成状況報告時に、賃金引上げ状況の報告を行わなかつた又は上記1. が達成されなかつたことにより、生産性向上設備等投資支援事業費補助金事務局（愛媛県中小企業団体中央会）から補助金の返還指示があつた場合、その指示に従い補助金の賃上げ枠の特例措置の適用にかかる引き上げ差額分を返還すること。

令和8年3月16日

住 所 愛媛県松山市〇〇町1-2-3

名 称 株式会社愛媛製作所

代表者氏名 愛媛 太郎 印

## 別紙

### 賃上げ計画

生産性向上設備等投資支援事業費補助金（2次）の申請に際し、当社の賃上げ計画を下記のとおり策定します。

- ・基準年度 令和7年4月～令和8年3月の給与支給総額 31,800,000 円
- ・比較年度 令和8年4月～令和9年3月の給与支給総額 33,231,000 円 (4.5% 増加)

(備考)

- 1 賃上げ計画の策定については、以下のア、イ、ウのいずれかが達成される計画とすること。
  - ア. 令和7年12月から令和8年2月の間に決算期を迎える決算書（基準年度）とその翌期の決算書（比較年度）における給与支給総額を比較し、4.5%以上増加する。
  - イ. 令和8年3月から11月の間に決算期を迎える決算書（比較年度）とその前期の決算書（基準年度）における給与支給総額を比較し、4.5%以上増加する。
  - ウ. 令和8年3月から11月の間に決算期を迎える決算書（基準年度）と翌期の決算書（比較年度）における給与支給総額を比較し、4.5%以上増加する。

- 2 給与支給総額の算定については、以下のとおり。

算定方法（※）
法人 役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当（残業手当、休日出勤手当、家族（扶養）手当、住宅手当等）を含み、給与所得とされない手当（退職手当等）及び福利厚生費は含まないものとする。
個人 個人事業主の場合、給与支給総額は青色決算申告書の損益計算書の以下の費目を用い計算する。 給与支給総額＝給与賃金（②）+専従者給与（③）+青色申告特別控除前の所得金額（④）

※ 賃上げの計画期間において、申請者の責めに帰すべき理由によらない急な退職者（離職者）の発生等により、給与支給総額の達成が困難になった場合は、賃上げ計画策定時点の在籍者の給与支給額の総計等により算定する。